(4) 航路及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況
(5) 来島海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
(6) 大浜における風向、風速及び気圧並びに津島及び高井神島における風向及び風速
(7) 航路及びその付近の海域において霧等が発生した場合における視程の状況
(8) 来島海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
(9) 来島海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
(10) その他船舶の航行の安全上必要な事項

ロ　船舶自動識別装置による場合
(1) イに掲げる事項（(3)及び(6)を除く。）
(2) 細島、足摺岬及び今治における風向、風速及び気圧並びに八島及び高井神島における風向及び風速

ハ　電話による場合　イ(1)及び(3)に掲げる事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ（船舶自動識別装置による場合に限る。）

2　前条の航路標識を運用することにより船舶を特定して行われる情報の提供の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　ＶＨＦ無線電話又は船舶自動識別装置

二　内容

イ　ＶＨＦ無線電話による場合

(1) 来島海域のうち今治船舶通航信号所から約十海里以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する規則第二十三条の二第三項各号に掲げる事項に準ずる事項
(2) 情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第二十九条の二第一項の規定により提供されるものを除く。）
(3) 情報提供可能海域にある船舶（特定船舶及び準特定船舶を除く。）からの依頼に基づく当該船舶の航行の安全上必要な事項

ロ　船舶自動識別装置による場合　広島県、山口県（宇部市、山陽小野田市、下関市、長門市、萩市、阿武郡を除く。）及び愛媛県の沿岸海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号

イ　情報の提供（ロの場合を除く。）

(1) 日本語の場合　情報
(2) 英語の場合　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ

ロ　船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1) 日本語の場合　警告
(2) 英語の場合　ＷＡＲＮＩＮＧ

3　規則第二十三条の二第二項の規定によるセンターが行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　方法　ＶＨＦ無線電話

二　通信の冒頭に冠する通信符号

イ　情報の提供（ロの場合を除く。）

(1) 日本語の場合　情報
(2) 英語の場合　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ

ロ　船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1) 日本語の場合　警告
(2) 英語の場合　ＷＡＲＮＩＮＧ

（勧告）

第五条　規則第二十三条の四の規定によるセンターが行う勧告の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　方法　ＶＨＦ無線電話又は電話

二　通信の冒頭に冠する通信符号

イ　日本語の場合　勧告

ロ　英語の場合　ＡＤＶＩＣＥ

（指示）

第六条　規則第八条第一項の規定によるセンターが行う指示の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　方法　ＶＨＦ無線電話又は電話

二　通信の冒頭に冠する通信符号

イ　日本語の場合　指示

ロ　英語の場合　ＩＮＳＴＲＵＣＴＩＯＮ

（情報の提供、勧告及び指示の方法の詳細）

第七条　前三条に規定する方法の詳細（無線電話にあっては電波の型式、周波数及び空中線電力、船舶自動識別装置にあっては海岸局識別、電話にあっては電話番号、ファクシミリにあってはファクシミリ番号、インターネット・ホームページにあってはインターネット・ホームページアドレスをいう。以下同じ。）、使用言語並びに実施時期は、別表のとおりとする。

（留意事項）

第八条　船舶は、この告示の定めるところによりセンターが行う情報の提供、勧告及び指示を受けるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一　情報提供可能海域にあるＶＨＦ無線電話を備えた船舶は、法令により義務付けられている場合を除き、常時これを聴守することが推奨されること。

二　一般情報の提供は、実施時期の制限、情報の編集の都合等により、情報の一部を省略して行う場合があること。

三　船舶の種類若しくは大きさ、センターが使用するレーダーから当該船舶までの距離又は海面の状況等により、十分な情報が得られない場合があること。

四　船舶に備えられた船舶自動識別装置から自動的に送信される当該船舶の船名、船舶局識別、船種、船速等の情報が正確でないとき又は当該船舶が船舶自動識別装置を常時作動させていないときには、当該船舶を識別することができない場合があること。

五　船舶自動識別装置により行う情報の提供は、当該無線通信のふくそう状況により、適時に行うことができない場合があること。

六　第四条第一項第二号ロ(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七　第四条第二項第二号イ(1)及び(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入った後速やかにセンターにおいて識別された船舶であって、センターからの呼出しに対し常に応答することができる状態にある船舶に対して行われること。ただし、特定船舶及び準特定船舶の航行が極めてふくそうする場合等にあっては、準特定船舶に対する当該情報の提供を行うことができない場合があること。

八　勧告及び指示は、海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行う場合があること。

九　情報の提供は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、センターにおいて観測された事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。

十　勧告は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を促すものであり、操船上の指示をするものではないこと。